第１１号様式

届　出　事　項　等　の　異　動　届

資金管理団体　[ ] 有

の指定の有無　[ ] 無

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

総　　務　　大　　臣

殿

岡山県選挙管理委員会

|  |  |
| --- | --- |
| 政治団体の名称 |  |
| 事務所の所在地 |  |
| 代表者の氏名 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（上欄には届出事項の変更後の内容（新の内容）を記入してください）

届出事項等に異動があったので、政治資金規正法第７条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 異 動 事 項 | 内　　　　　　　　　　　　　　　　　容 | 異動年月日 |
| ふりがな | 新 |  | 令和・ ・ |
| 政治団体の名 称 |  |
| 旧 |  |
| 主たる事務所の所在地 | 新 | (〒　　　　 　　)　電話(　　　　　　　　　 　　) | 令和・ ・ |
| 旧 |  |
| 主たる活動区域 | 新 |  | 令和・ ・ |
| 旧 |  |
| 区　　　　　分 | 氏　　　名 | 住　所　・　電　話　番　号 |  生年月日 |  |
| ふりがな | 新 |  | (〒　　　　　 )電話(　　　 　　 　 ) | 大 昭 平・ ・ | 令和・ ・ |
| 代　表　者 |  |
| 旧 |  |  |  |
| ふりがな | 新 |  | (〒　　　　　 )電話(　　　 　　 　 ) | 大 昭 平・ ・ | 令和・ ・ |
| 会計責任者 |  |
| 旧 |  |  |  |
| ふりがな | 新 |  | (〒　　　　　 )電話(　　　 　　 　 ) | 大 昭 平・ ・ | 令和・ ・ |
| 会計責任者の職務代行者 |  |
| 旧 |  |  |  |
| 国会議員関係政治団体の区 分 | 新 | [ ] 法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体代表者である国会議員に係る公職の種類（ ） | [ ] 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 令和・ ・ |
| [ ] 法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体公職の候補者の（　　　　　 　　　　　 　　 ）公職の候補者に係る公職の種類（ 　　　　　　 　　 ） |
| 旧 | [ ] 法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体代表者である国会議員に係る公職の種類（ ） | [ ] 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| [ ] 法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体公職の候補者の（　　　　 　　　　　　 　　）公職の候補者に係る公職の種類（ 　　　　 　 　　　） |
| その他 | [ ] 規約の異動　[ ] 課税上の優遇措置の異動（ 有 ・ 無 から 無 ・ 有 へ ）[ ] その他 | 令和・ ・ |

（備考）

１　代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

２　異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない欄については記載しないこと。

３　「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一の人物とならないこと。

４　既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第２号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ「国会議員関係政治団体の区分」に記載すること。

また、公職の候補者に係る公職の種類は、「衆議院議員（現職）」、「参議院議員（候補者等）」の例により、記載すること。

５　法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体が法第１９条の８第２項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。

６　政治団体設立届の際に併せて提出した法第６条第２項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書の内容に異動があった場合には、関係書面を付して提出すること。

（政治団体の名称を異動した場合は、規約も異動となることが多いので注意すること。）

７　当該異動に係る団体が資金管理団体であって、公職の種類、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名（結婚等で戸籍名変更）を異動する場合は、「資金管理団体届出事項の異動届兼宣誓書」も同時に提出すること。

８　当該異動に係る団体が政党の支部であって、政党の支部の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域を異動する場合は、支部証明書を提出すること。